

○くろいそ運動場料金改定表

◆市内在住者が利用する場合

使用区分		現行	改定後	担当課
体育館 アリーナ	全面	1,000円/1時間	1,500円/1時間	スポーツ振興課
	半面	500円/1時間	750円/1時間	
	1/4面	250円/1時間	400円/1時間	
	1/8面	100円/1時間	200円/1時間	
	ステージ	100円/1時間	廃止	
体育館 トレーニングルーム	個人	50円/1時間	150円/1時間	
	回数券	1枚（13枚500円）/1時間	1枚（13枚 1,500円 ）/1時間	
武道館 柔道場	1面	400円/1時間	500円/1時間	
	個人	50円/1時間	100円/1時間	
武道館 剣道場	1面	400円/1時間	500円/1時間	
	個人	50円/1時間	100円/1時間	
武道館 会議室	全面	300円/1時間	300円/1時間（変更なし）	
	個人	50円/1時間	廃止	

◆市内在住者が利用する場合（続き）

使用区分		現行	改定後	担当課
野球場	全面	1,000円/1時間	2,000円/1時間	スポーツ振興課
	放送設備・ スコアボード	500円/1時間	(野球場の使用料に含める)	
	照明全灯	10,000円/1時間	5,000円/1時間	
	照明半灯	5,000円/1時間		
テニスコート	1面	200円/1時間	300円/1時間	
	照明全灯 (1面当たり)	400円/1時間	500円/1時間	
補助球場	全面	1,000円/1時間	1,500円/1時間	
	半面	500円/1時間	750円/1時間	
	1/4面	250円/1時間	400円/1時間	
管理棟	会議室、和室	300円/1時間	300円/1時間（変更なし）	

◆市外在住者が利用する場合

使用区分		現行	改定後	担当課
体育館 アリーナ	全面	3,000円/1時間	3,000円/1時間（変更なし）	スポーツ振興課
	半面	1,500円/1時間	1,500円/1時間（変更なし）	
	1/4面	750円/1時間	800円/1時間	
	1/8面	300円/1時間	400円/1時間	
	ステージ	300円/1時間	廃止	
体育館 トレーニングルーム	個人	150円/1時間	300円/1時間	
	回数券	1枚（13枚1,500円）/1時間	1枚（13枚 3,000円 ）/1時間	
武道館 柔道場	1面	1,200円/1時間	1,000円/1時間	
	個人	150円/1時間	200円/1時間	
武道館 剣道場	1面	1,200円/1時間	1,000円/1時間	
	個人	150円/1時間	200円/1時間	
武道館 会議室	全面	900円/1時間	600円/1時間	
	個人	150円/1時間	廃止	

◆市外在住者が利用する場合（続き）

使用区分		現行	改定後	担当課
野球場	全面	3,000円/1時間	4,000円/1時間	スポーツ振興課
	放送設備・ スコアボード	1,500円/1時間	(野球場の使用料に含める)	
	照明全灯	30,000円/1時間	10,000円/1時間	
	照明半灯	15,000円/1時間		
テニスコート	1面	600円/1時間	600円/1時間（変更なし）	
	照明全灯 （1面当たり）	1,200円/1時間	1,000円/1時間	
補助球場	全面	3,000円/1時間	3,000円/1時間（変更なし）	
	半面	1,500円/1時間	1,500円/1時間（変更なし）	
	1/4面	750円/1時間	800円/1時間	
管理棟	会議室、和室	900円/1時間	600円/1時間	

○減免基準

現行	改定後
<p>◆免除</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する事業に利用する場合</p> <p>(2) 市又は教育委員会が共催又は後援する市民を対象にした大会、教室等に利用する場合</p> <p>(3) 教育振興会、小学校・中学校・高等学校の学校体育連盟等が主催する事業で市内の小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校が利用する場合</p> <p>(4) 市の関係機関又は市内の教育機関（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、専門学校又は公民館）が相当の理由による事業で利用する場合</p> <p>(5) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するスポーツの日及び栃木県県民の日に関する条例（昭和60年栃木県条例第27号）第1条に規定する栃木県県民の日に利用する場合</p> <p>(6) とちぎの子ども・子育て支援条例（平成30年栃木県条例第39号）第20条に規定する家庭の日に親子が利用する場合</p> <p>(7) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆4分の3減額</p> <p>(1) 市内スポーツ少年団が利用する場合又は市内の小学校、中学校及び義務教育学校が部活動に利用する場合</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p>	<p>◆ 免除</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業に利用する場合</p> <p>(2) 教育振興会、小学校・中学校の学校体育連盟等が主催する事業で市内の小学校、中学校、又は義務教育学校が利用する場合</p> <p>(3) 市の関係機関又は市内の教育機関（幼稚園、幼保 連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、又は公民館）が相当の理由による事業で利用する場合</p> <p>(4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するスポーツの日及び栃木県県民の日に関する条例（昭和60年栃木県条例第27号）第1条に規定する栃木県県民の日に利用する場合</p> <p>(5) とちぎの子ども・子育て支援条例（平成30年栃木県条例第39号）第20条に規定する家庭の日に親子が利用する場合</p> <p>(6) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆4分の3減額</p> <p>(1) 市内のスポーツ少年団若しくは総合型地域スポーツクラブが利用する場合又は市内の中学校及び義務教育学校の後期課程が部活動に利用する場合</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p>

○減免基準（続き）

現行	改定後
<p>◆2分の1減額</p> <p>(1) 市又は教育委員会が後援する事業に利用する次の場合</p> <p>ア 市スポーツ協会又は同協会に加盟する団体が開催する各種大会、教室等に利用する場合</p> <p>イ その他各種教育団体が主催する大会等に利用する場合</p> <p>(2) 4分の3減額の項第1号以外のスポーツ団体等が利用する次の場合</p> <p>ア 市スポーツ協会又は同協会に加盟する団体が開催する各種大会、教室等に利用する場合</p> <p>イ 障害者、その介助者及び高齢者の団体（障害者、その介助者又は65歳以上の者が2分の1以上参加する団体をいう。）が利用する場合</p> <p>ウ 市内の教育機関（高等学校、専門学校、大学等）の授業、行事以外の部活動等に利用する場合</p> <p>(3) 障害者、その介助者及び65歳以上の者が個人で利用する場合</p> <p>(4) 学校週5日制支援事業 市内の小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒が保護者又は指導者とともに土曜日又は日曜日に利用する場合</p> <p>(5) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆3分の1減額</p> <p>(1) 市スポーツ協会に加盟する団体が利用する場合（加盟している競技種目に限る。）</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p>	<p>◆2分の1減額</p> <p>(1) 市スポーツ協会又は同協会に加盟する団体が利用する場合</p> <p>(2) 障害者、その介助者が団体又は個人で利用する場合</p> <p>(3) 平日午前8時30分から午後4時までの間で65歳以上の者が団体又は個人で利用する場合</p> <p>(4) その他特に教育委員会が認めた場合</p>